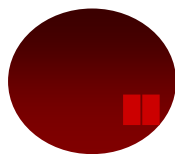


ステージ2 学齢期 ～鎌倉で大きくなりたい パートⅠ～



■ 現状と課題 ■

- ・ 学校は、児童生徒が安心して学び、楽しく生活できる場であることが大切です。さらに、家庭や地域の信頼にこたえ、ともに児童生徒の成長を支えていくことが重要です。そのため、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進や地域に開かれ、特色のある学校づくりが進められる環境が求められています。
- ・ 近年、基礎学力や学習意欲の低下が懸念されています。さらに、自ら考え、課題を解決する力をはぐくむことが重要です。そのため、基礎・基本の定着と自ら学ぶ意欲の育成を図り、国際化・情報化などの社会の変化に対応し、主体的に判断する能力をはぐくむことが必要です。
- ・ 現代の子どもたちは運動不足や生活リズムに乱れが見られます。児童生徒に規則正しい生活習慣を身につけさせ、心と体を健やかに育成することが必要です。また、いじめ、不登校などの問題の解決が大きな課題となっています。児童生徒が安心して学べ、生活できる、安全な学校づくりの推進や支援体制の充実が求められています。
- ・ すべての児童生徒が、人格を持ったひとりの人間として尊重され、その発達段階に応じた適切な教育が受けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を充実することが求められています。
- ・ 学校施設については、教育活動の多様化に伴う整備の充実が必要です。また、安全対策、シックスクール対策、バリアフリー化の推進など、新たな視点に基づいた施設整備が必要となっています。
- ・ 市民一人ひとりが、ともに生き、支え合う社会の一員として、お互いを思いやり、尊重し合う人権教育を、学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら推進する必要があります。
- ・ 基本的人権は憲法で保障されていますが、今なお、人種や国籍、性、障害などによるものやいじめ、因習的な差別などいろいろな人権問題が発生しています。近年では、社会状況の変化に伴って、児童虐待などの人権問題も発生しています。



目標 ■■

- ・ 学校・家庭・地域が連携して、児童生徒が安心して学べる地域に開かれた安全な学校づくりを進めます。
- ・ 児童生徒に基礎・基本の確実な定着と自ら学ぶ意欲をはぐくむ教育を充実します。
- ・ 鎌倉の特徴である自然環境や歴史遺産、文化・芸術にふれる教育を推進し、児童生徒の豊かな人間性をはぐくみます。
- ・ 児童生徒に社会性・道徳性を身につけさせ、ともに生きる社会づくりの大切さや健やかな心と体をはぐくみます。
- ・ 障害のある児童生徒や教育的支援が必要な児童生徒のニーズに応じた、きめ細かな教育を充実します。
- ・ 学校施設については、将来の教育環境の変化に対応し、児童生徒が健康で安全な学校生活を送る場として、また、地域における防災や生涯学習の拠点として整備を進めます。
- ・ 学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら、人権教育の推進をめざします。
- ・ 一人ひとりの基本的人権を尊重し、人種・国籍・性・出身・障害・年齢・デジタルデバイス(情報格差)などによる差別を受けることなく、だれもが市民として尊重される社会をめざします。
- ・ 生涯を通じて男女共同参画社会の理解と学習を進めます。



■■ 施策の方針 ■■

- ・ 安心して学べる地域に開かれた安全な学校づくり
 - (1) 地域とともに歩む学校づくりを進めるため、体験的な学習、地域交流など地域人材やさまざまな団体の支援を活用します。
 - (2) 地域に開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度を充実させます。
 - (3) 安全で安心できる学校生活が送れるよう安全教育の充実に努めるとともに、地域との協力体制を図り、情報の共有化についてのシステムづくりの研究を進めます。
- ・ 教育内容の充実と教育条件の整備
 - (1) 幼児が健やかに育つように、幼稚園・保育園・小学校が連携し、教育内容の充実を図ります。
 - (2) 経済的な理由により就学が困難とならないように、就学援助を進めます。
 - (3) 学習の基礎・基本の確実な定着を図るためにきめ細かな指導方法の研究を進め、今日的な教育課題としての人権教育、国際教育、環境教育、情報教育などを推進し、教育内容の充実と施設・設備の整備を図ります。
 - (4) 食の正しい知識と望ましい生活習慣を身につけさせ、児童生徒の健康の基盤づくりを進めます。
 - (5) 教師の指導力の向上に向け、研究・研修の充実を図ります。
 - (6) 社会性、道徳性を確立し豊かな心と社会の一員としての自覚を持てるよう、教育内容、方法の研究を進めます。

- (7)教育相談の機能を充実させるとともに、不登校児童生徒への教育的支援をさらに充実します。
- ・ 障害のある児童生徒や教育的支援が必要な児童生徒の教育
- (1)家庭・地域や医療、福祉など関係機関との連携により障害のある児童生徒や教育的支援が必要な児童生徒のニーズに合ったきめ細かな教育を充実します。
- (2)就学相談の充実を図るとともに、特別支援教育を視野に入れた多様な教育形態、指導方法、内容の研究を進めます。
- ・ 学校施設の整備・充実
- (1)将来の児童生徒数の動向や学校教育を取り巻くさまざまな環境の変化、バリアフリーへの対応、環境への配慮などを踏まえた上で、地域の防災拠点、学校施設開放なども視野に入れ、計画的に施設の整備・充実を図ります。
- (2)学校施設の改築等に当たっては、計画段階から地域との連携を図り、意見・要望の反映に努めます。
- ・ 心豊かに暮らせる地域社会の実現
- 生命の大切さや性を尊重する意識を培うため、自分の健康を自ら管理できる学習機会の充実と啓発を推進します。
- ・ 健康と安心づくり
- (1)すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施策等との連携など、体系的な取り組みを進めていきます。
- (2)救急医療サービスの情報提供や休日・夜間診療体制の充実に努めるほか、広域的な救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 情報と教育などの機会の提供、消費者市民の意見の反映
- 学校など関係機関とも協力し、食の安全、消費者被害の防止などに関する正確な情報を速やかに提供します。
- ・ 人権意識の醸成
- (1)市民一人ひとりが、人権問題へ関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発の方法等を工夫し、より効果的な啓発活動の推進に努めます。
- (2)学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら人権教育を推進するため、学習・相談・交流等の機会を設けます。
- ・ 男女平等の意識づくりの推進
- 人権尊重の啓発及び男女平等教育の充実を進めます。
- ・ 多文化共生社会への理解
- 学校教育や生涯学習の場で、国際教育や平和教育、人権教育を進めます。

・ 市民・事業者・滞在者・行政による環境保全活動の実践

環境教育を推進し、だれでもがどこでも環境保全活動を実践することをめざします。